平成２３年（フ）第１７２号
茨城県古河市中田新田105番地21
債務者　菅原　敦子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７３号
茨城県結城郡八千代町大字東原97番地２　マルトコーポＡ棟202号室
債務者　飯岡　延広（旧姓小竹）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１７４号
茨城県筑西市関本肥土216番地２
債務者　倉持　純子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８２号
茨城県古河市諸川1445番地９
債務者　晴山はる子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８３号
茨城県古河市駒込399番地７　駒込ハイツＢ203号
債務者　小橋　靖男
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８７号
茨城県坂東市上出島1114番地９　ラポールＩＷＡＩⅡ―103、前住所埼玉県草加市弁天１丁目２番７―101号
債務者　鳥塚　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１８８号
茨城県坂東市上出島1114番地９　ラポールＩＷＡＩⅡ―103、前住所埼玉県草加市弁天１丁目２番７―101号
債務者　鳥塚　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１９３号
石川県河北郡内灘町字宮坂ニ75番地74
債務者　福富　彰広
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３６号
石川県白山市笠間町1212番地３　笠間団地県営住宅１棟101号、従前の住所石川県白山市笠間町537番地１
債務者　坂本　理恵（旧姓西脇）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４３号
金沢市泉野町３丁目13番14号
債務者　横地　一彦
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５５号
金沢市石引１丁目４番９号　サンガーデンⅠ―401号室、従前の住所金沢市観音堂町ル41―20、従前々の住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地の１
債務者　木村　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
金沢市弥生１丁目１番18号
債務者　樋渡　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９５３号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目２番地３　押草団地403棟504号
債務者　鬼頭千加枝
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４２８号
愛知県あま市中萱津足川46番地　ホワイトヒルズ202号
債務者　寶來　良平
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６１９号
名古屋市港区宝神４丁目2001番地　宝神荘９棟404号
債務者　北野　　修
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９４５号
兵庫県姫路市網干区大江島577番地
債務者　井上　泰介
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７６号
兵庫県加古郡稲美町加古4379番地の８
債務者　本岡　理恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部